

正 副

一級
二級
木造

建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、 { 建築士法第23条の5第1項 建築士法第23条の5第2項 } の規定により届け出ます。

令和 年 月 日

届出者
(開設者の氏名(開設者が法人
である場合は名称及び代表者
の氏名))

埼玉県指定事務所登録機関
一般社団法人埼玉県建築士事務所協会会長 殿

〔注意事項〕

- 1 開設者の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄については、変更後の開設者の氏名又は名称を記入してください。
- 2 建築士事務所欄については、変更後の事項を記入してください。
- 3 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。

建築士事務所	開設者の氏名 又は法人名称	
	建築士事務所の名称	
	建築士事務所の所在地	
	登録年月日	令和 年 月 日
	登録番号	埼玉県知事登録 () 第 号

項目	変更前	変更後	変更年月日	
変更事項	建築士事務所の名称	ふりがな	ふりがな	
	建築士事務所の所在地		〒 —	
	電話番号			
	法人住所(本社)			
	開設者の氏名 又は法人名称	ふりがな	ふりがな	
	法人の代表者 (開設者が法人の場合のみ)	役職名 ふりがな	役職名 ふりがな	
	上記以外の役員 (開設者が法人の場合のみ)	別添1「役員名簿」のとおり		
	管理建築士	ふりがな 氏名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別	ふりがな 氏名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別 管理建築士講習を修了した年月日 年 月 日 修了証番号 第 号	
所属建築士	別添2「所属建築士変更事項」のとおり			

【作成担当者】

部署		氏名		TEL	
----	--	----	--	-----	--

【別添2】

所属建築士変更事項

〔記入注意〕

- 1 この書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。
- 2 下欄「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」においては、従前に登録されたすべての所属建築士を記入の上、所属を外れた建築士について、所属を外れた日を記入してください。

○ 新たに所属建築士となった建築士(氏名及び一級、二級、木造建築士の別等に変更があった建築士(変更後))

ふりがな 氏名	一級建築士、 二級建築士又 は木造建築士 の別	登録番号	登録を受けた都 道府県名(二級 建築士又は木造 建築士の場合)	構造設計一級建 築士又は設備設 計一級建築士で ある場合にあつ ては、その旨	構造設計一級建 築士証又は設備 設計一級建築士 証の交付番号	所属した 年月日 及び事由

○ 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士(氏名及び一級、二級、木造建築士の別等に変更があった建築士(変更前))

ふりがな 氏名	一級建築士、 二級建築士又 は木造建築士 の別	登録番号	登録を受けた都 道府県名(二級 建築士又は木造 建築士の場合)	構造設計一級建 築士又は設備設 計一級建築士で ある場合にあつ ては、その旨	構造設計一級建 築士証又は設備 設計一級建築士 証の交付番号	所属を外れた 年月日 及び事由

(備考)	変 更 前		変 更 後			
	別紙	有 <input type="checkbox"/>	計	一級建築士 名 二級建築士 名 木造建築士 名 構造設計一級建築士 名 設備設計一級建築士 名	計	一級建築士 名 二級建築士 名 木造建築士 名 構造設計一級建築士 名 設備設計一級建築士 名
	無 <input type="checkbox"/>					

誓 約 書

登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。)が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者の氏名又は名称

埼玉県指定事務所登録機関
一般社団法人埼玉県建築士事務所協会会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられた者(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。)であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消の日から起算して5年を経過しないもの)
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの)
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(9において「暴力団員等」という。)
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者(2に該当する者を除く。)
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者(3に該当する者を除く。)

- [記入注意]
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。